

人権経営憲章

ソウル市50プラス財団は、ソウル市民の豊かな暮らしを実現するため、最適な福祉環境を提供するソウル市の出捐機関です。当財団は、あらゆる経営活動において人間の尊厳と価値、自由と権利を重視する人権経営に積極的に取り組むことで社会的責任を果たし、利害関係者と共に持続可能な発展を追求してまいります。

このため、すべての役職員が遵守すべき行動と価値判断の基準として、以下の通り「人権経営憲章」と制定し宣布します。

- 一、私たちは国連世界人権宣言など、人権に関する国際基準や規範を尊重し、支持します。
- 一、私たちは人権の侵害を未然に防ぎ、積極的救済に努めます。
- 一、私たちは役職員を含めた利害関係者に対して、宗教・性別・人種・学歴・地域・障害・国籍・年齢などを理由に、雇用や待遇において差別的取扱いをしません。
- 一、私たちは社員の権益保護のため、団体交渉及び結社の自由を保障します。
- 一、私たちはいかなる形の強制労働や児童労働を認めません。
- 一、私たちは安全かつ健康的な労働環境を整備することで、産業安全及び健康増進に努めます。
- 一、私たちは協力会社との共生・発展に向けて努力し、人権経営を実践させるべく支援し協力します。
- 一、私たちは事業活動を営む地域において、現地住民の人権を尊重し保護します。
- 一、私たちは国内外の環境関連法令を遵守し、環境保護と汚染防止のために努力します。
- 一、私たちは事業の実行において国民の安全に危害を及ぼさないように努め、業務上収集した個人情報保護します。
- 一、私たちは役職員を含めたすべての利害関係者の人権を尊重し保護するため、積極的に意思疎通を図り、人権経営の定着と普及に向けて最善をつくすことを決意します。
- 一、私たちは財団が推進する事業及びサービスの参加者に対する理解と尊重、そして人権保護に最善をつくします。
- 一、私たちは、50+事業の推進および新しい文化の普及を通じて、中高年層が成功したセカンドライフを送るための自己実現や社会参加活動を支援します。また、生活の質の向上を目指したキャリア転換の機会を提供することで、50+世代の持続的な社会参加の基盤を構築するために努力します。

ソウル市50プラス財団